

広島県告示第七百三十号

昭和三十九年広島県告示第六百十四号（広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

二の部四の項第七号中「用地」の下に「（休憩所又は給油所の存する区域のうち、指定する区域を除く。）」を加える。